

ウェアラブルデバイス開発業務 契約交渉ガイドライン

これまでの議論を踏まえ、今回のプロジェクト（ウェアラブルデバイスのプロトタイプ開発）において、個人事業主として自身を守り、かつ将来の実績につなげるための契約交渉指針をまとめました。

このドキュメントは、クライアントとの打ち合わせ前のチェックリストや、契約書の条文確認用としてご活用ください。

1. 契約形態の戦略

本案件は「未知の技術要素（省電力・小型化）」を含み、試行錯誤が必要なR&D（研究開発）案件です。

- **推奨形態: 準委任契約（じゅんいにんけいやく）**
 - **法的性質:** 「完成」を約束するのではなく、「専門家として最善を尽くして業務を行うこと」を約束する契約。
 - **理由:** 技術的な壁により、想定した機能が100%実現できない場合でも、プロセスに対して報酬が発生するため。また、仕様変更に柔軟に対応しやすいため。
- **避けるべき形態: 請負契約**
 - 完成責任があり、バグや未完成の場合に報酬が支払われないリスクがあるため。

2. 知的財産権と実績公開（最重要）

クライアントへの納品義務と、自身の研究実績としての利用権を両立させる必要があります。

A. 権利の帰属

- **成果物（特注部分）:** 原則としてクライアントに帰属（譲渡）する。
- **バックグラウンドIP:** 自身が以前から持っている汎用的な技術、ライブラリ、ノウハウは**自身（受注者）**に留保する。

B. 学会発表・ポートフォリオ掲載

契約書に以下の特約を盛り込むよう交渉します。

- **条項の主旨:** 「本業務で得られた技術的知見・データについて、学術研究および個人の実績として公表する権利を留保する」。
- **条件:** クライアントの競合優位性を損なわないよう、「事前承諾制」または「機密情報（固有名詞やビジネスモデル）のマスキング」を条件とする。

3. 再委託（外注）のルール

チームで開発を進めるための権利を確保します。

- **条項:** 「乙（受注者）の責任において、第三者への再委託を可能とする」旨を明記。
- **クライアントへの報告:**
 - **伝えるべき:** 「再委託を行うこと」「管理は自分が行うこと」「NDA（秘密保持）を締結済みであること」。

- **伝えてはいけない:** 再委託先の「報酬額」「契約形態」。これらは自身の営業秘密であり、価格交渉の材料にされるのを防ぐため。

4. 業務範囲と「完成」の定義

ハードウェア特有の「認識のズレ」を防ぎます。

A. プロトタイプの定義（免責）

本成果物は**「機能検証用の試作品」**であり、以下を保証しないことを明記する。

1. 市販製品レベルの耐久性・防水性・安全性。
2. 長時間の連続使用における発熱やバッテリー事故に対するPL（製造物責任）法上の責任。

B. 検収（合格）基準

曖昧な「動くこと」ではなく、定量的な基準を設ける。

- **例:** 「満充電から〇時間以上の連続録音が確認できること」
- **「みなし検収」の導入:** 納品報告から一定期間（例：7日）経過しても異議がない場合、自動的に検収完了とする。

5. 見積もりと報酬設計

安売りせず、かつR&D要素を正当に評価してもらうための構成です。

計算式: (技術単価 × 想定工数 × リスク係数1.2～1.5) + 部材費 + 管理費

- **プロジェクト管理費(10-20%):** 再委託先のマネジメントや、仕様策定にかかるコストとして計上。
- **技術レポート作成費:** 学会発表用のデータ整理を業務の一環として計上する。
- **部材費:** 別途実費請求、または所有権とセットで取り決める。

6. 保証とサポート（瑕疵担保責任）

- **保証期間:** 納品後 2週間～1ヶ月 程度に限定する。（プロトタイプは使用環境によって配線断線などが起きやすいため）
- **有償対応:** 上記期間経過後、または仕様変更による修正は、別途契約にて有償対応とする。

付録：契約書に盛り込むべき特約条文案

第〇条（再委託）

乙（受注者）は、本業務の全部または一部を、乙の責任において第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の行為について一切の責任を負う。

第〇条（成果の公表）

乙は、本業務を通じて得られた技術的知見、実験データ、および制作物の概要について、学術研究の発表（学会発表、論文投稿を含む）および個人の制作実績（ポートフォリオ等）として公表すること

ができるものとする。ただし、公表にあたっては事前に甲（発注者）に内容を通知し、甲の営業秘密が含まれる場合は、甲の指示に従い適切な秘匿措置を講じるものとする。

第〇条（免責事項）

本成果物は、機能検証および実証実験を目的とした試作品であり、製品としての安全性、耐久性、信頼性を保証するものではない。乙は、本成果物の使用に起因して生じた甲または第三者の損害（データの消失、機器の故障、身体的損害等を含む）について、乙に故意または重過失がある場合を除き、本契約の報酬額を上限として責任を負うものとする。